2020

貨物自動車
運送事業法の改正

～トラックドライバーの労働条件改善に向けた制度改正～

監修　国土交通省自動車局貨物課

公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

目次

◆ はじめに …… 3
貨物自動車運送事業法 …… 4
貨物自動車運送事業輸送安全規則 …… 5
貨物自動車運送事業法の改正概要 …… 6

◆ ポイント1　事業者が遵守すべき事項の明確化 …… 8
（1）輸送の安全に係る義務の明確化 …… 8
①トラックの定期的な点検・整備の実施等 …… 8
（2）事業の適確な遂行のため守るべき義務の新設 …… 9
① 車庫の整備・管理 …… 9
② 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付 …… 10

◆ ポイント2　規制の適正化 …… 11
（1）約款の認可基準の明確化 …… 11
① 適正運賃及び料金の収受 …… 11
（2）事業計画の変更 …… 12
① 車両台数の増・減車等 …… 12
（3）事業許可の基準の明確化 …… 15
① 安全性確保 …… 15
② 事業の継続遂行のための計画 …… 16
③ 事業の継続遂行のための経済的基礎 …… 17
（4）欠格期間の延長等 …… 18
① 欠格期間の延長 …… 18
② 処分逃れのための自主廃業を行った者の参入制限 …… 19
③ 密接関係者が許可の取消処分を受けた者の参入制限 …… 20

◆ ポイント3　荷主対策の深度化（発・着荷主、元請けも含む） …… 21
（1）荷主の配慮義務の新設 …… 21
① 荷主の必要な配慮に関する責務規定 …… 21
（2）荷主勧告制度（既存）の強化 …… 21
① 荷主勧告制度の対象追加と荷主名の公表規定 …… 21
（3）国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設 …… 23
① 違反原因行為の疑いのある荷主への国土交通大臣による働きかけ等 …… 23

◆ ポイント4　標準的な運賃の告示制度の導入 …… 24
（1）標準的な運賃の告示制度の導入 …… 24
① 標準的な運賃の告示 …… 24

トラック運送業に係る標準的な運賃 …… 25
1.「標準的な運賃」の前提 …… 25
2.運賃表の設計方針 …… 25
3.運賃と料金の考え方 …… 25
4.標準的な運賃 …… 26
①距離制運賃表 …… 31
②時間制運賃表 …… 32
③運賃割増率 …… 32
④待機時間料 …… 32
⑤積込料、取卸料、附帯業務料 …… 32
⑥実費 …… 32
⑦燃料サーチャージ …… 33
5.運賃料金変更届出様式 …… 35
6.運賃料金適用方(参考例) …… 36
①距離制運賃料金適用方(参考例) …… 36
②時間制運賃料金適用方(参考例) …… 38
③運賃割増率等(参考例) …… 39

◆貨物自動車運送事業法の改正に伴い整備された関係通達(一覧) …… 41

◆貨物自動車運送事業法 改正箇所関係法令体系 …… 42

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守と労働条件の改善が進められるようにするため、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）、同法施行規則（以下「施行規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）等の改正が行われました

- 十分な規模の自動車車庫を有すること、社会保険等の保険料を納付していること、十分な損害賠償の支払能力を有することが法令上**義務化**されました

→本編「ポイント1　事業者が遵守すべき事項の明確化」

- 車両の増・減車については事前届出から**一定の要件にあてはまる場合は認可が必要**となりました

→本編「ポイント2　規制の適正化」

- 新規に参入する場合の**事業許可の基準が明確化**され、また、法令違反者の処分逃れ等を排除するための**欠格事由が追加**されました

→本編「ポイント2　規制の適正化」

- トラック事業者が法令を守って仕事ができるよう、**荷主も必要な配慮をすることが義務化**されるとともに、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守と労働条件の改善が進められるよう、**国土交通大臣が荷主へ働きかけ**られるようになりました

→本編「ポイント3　荷主対策の深度化（発・着荷主、元請けも含む）」

- 必要なコストを賄って事業を運営する際の参考となる**「標準的な運賃」を国土交通大臣が定めて公表**できるようになりました

→本編「ポイント4　標準的な運賃の告示制度の導入」

貨物自動車運送事業法

～トラックによる運送事業を行う場合の基本となる法律～

（平成元年法律第八十三号）

貨物自動車運送事業法とは

■ トラックによる運送事業を行う場合の基本となる法律で、運送事業の種類や事業許可申請、運送約款、運賃・料金等の事業経営に係わる事項、運行管理者の選任等の輸送の安全確保に係わる事項、貨物自動車運送事業の適正化事業に係わる事項などが定められています

法律の目的

・法 第1条

貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること

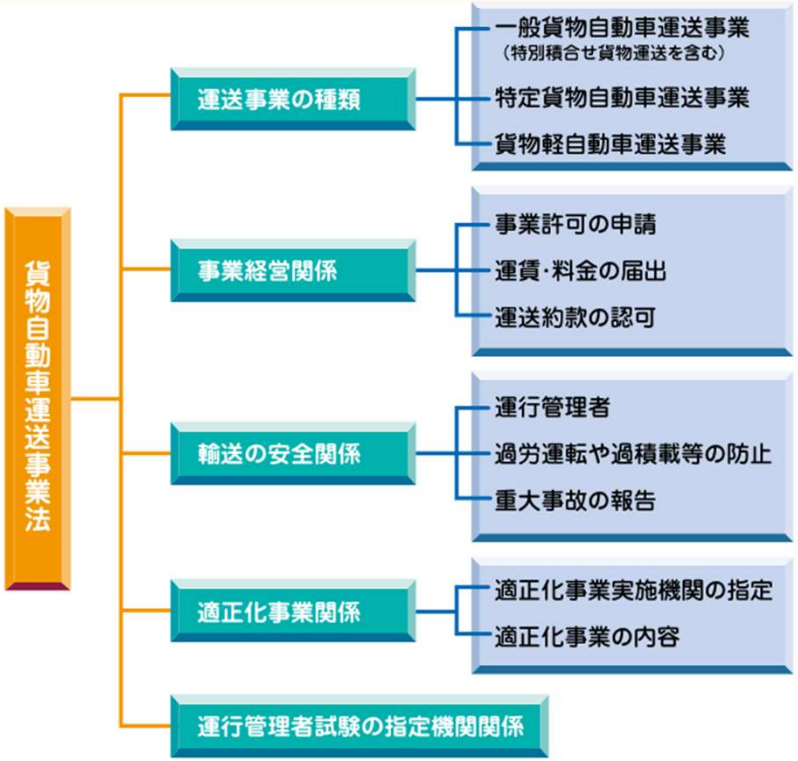

貨物自動車運送事業輸送安全規則

～トラックによる運送事業の安全確保を定める省令～

（平成二年運輸省令第二十二号）

貨物自動車運送事業輸送安全規則とは

■ 貨物自動車運送事業法では輸送の安全が重視されており、そのため貨物自動車運送事業輸送安全規則として輸送の安全に係わる事項が別途定められています

省令の構成

第一章　総則
第二章　貨物自動車運送事業
　第一節　貨物自動車運送事業者が遵守すべき事項
　第二節　乗務員が遵守すべき事項
　第三節　運行管理者の選任等
　第四節　運行管理者資格者証
　第五節　運行管理者試験
第三章　特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用
第四章　指定試験機関
第五章　雑則

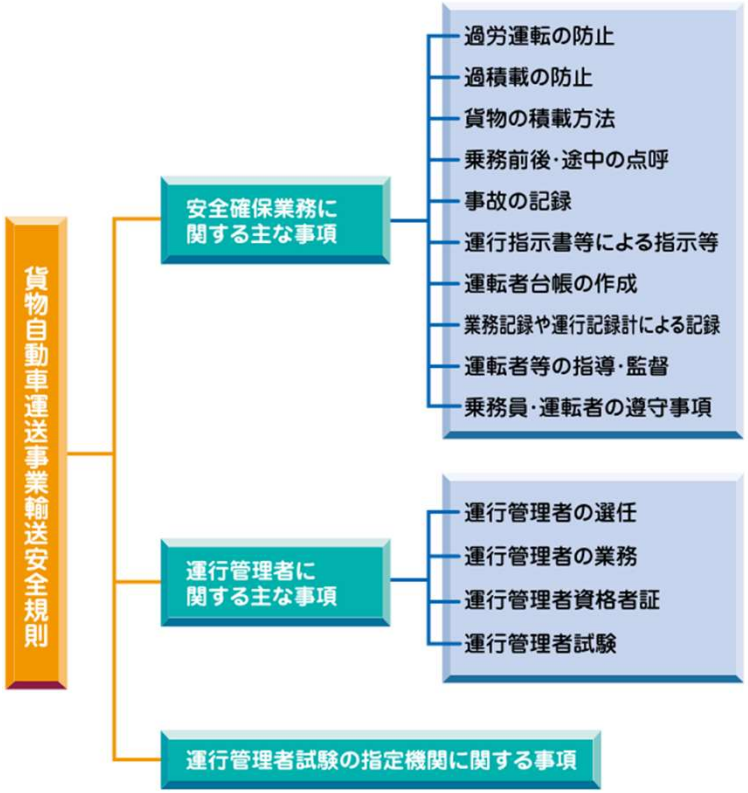

貨物自動車運送事業法の改正概要

～トラックドライバーの労働条件改善に向けた制度改正～

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
（平成３０年法律第９６号（公布：平成３０年１２月１４日））

改正 ポイント１　事業者が遵守すべき事項の明確化

（１）輸送の安全に係る義務の明確化

■ トラックの点検や整備をしっかりと定期的に行わなければいけません

（２）事業の適確な遂行のため守るべき義務の新設

■ 車庫をしっかり整備して、健康保険料などは法令に従って必ず納付しなければいけません

改正 ポイント２　規制の適正化

（１）約款の認可基準の明確化

■ 本来の運送業務とは別に、客先での荷待ちや追加的な作業がどのくらい発生しているのか「見える化」し、待機時間料、積込・取卸料など料金をしっかり受け取れるようにしなければいけません

（２）事業計画の変更

■ 車両台数に関わる事業計画を変更する時には届出又は認可を受けなければいけません

（３）事業許可の基準の明確化

■ トラックの点検や整備によって安全性を確保し、十分な広さの車庫や資金を備えなければいけません

（４）欠格期間の延長等

■ 法令に違反して事業許可を取り消されたり、処分から逃れるために自主廃業したりした場合などで、新たに事業許可を受けることができるようになるまでの年数が長くなりました

改正 ポイント3　荷主対策の深度化（発・着荷主、元請けも含む）

（1）荷主の配慮義務の新設

■ トラック事業者が法令を守って仕事ができるよう、荷主も必要な配慮をすることが義務付けられました

（2）荷主勧告制度（既存）の強化

■ トラック事業者（軽自動車を使う事業者も含む）が法令違反をして、荷主にも原因がある場合には荷主名も公表され、法令違反行為を犯さずに済むよう荷主と交渉しやすくなりました

（3）国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

■ 荷主に対して、一定の場合に国土交通大臣が関係行政機関と協力して働きかけ等を行うことができるようになりました

改正 ポイント4　標準的な運賃の告示制度の導入

（1）標準的な運賃の告示制度の導入

■ 必要なコストを賄って事業を運営する際の参考となる標準的な運賃を国土交通大臣が定めて公表できるようになりました

ポイント1

事業者が遵守すべき事項の明確化

施行日：令和元年11月1日

（1）輸送の安全に係る義務の明確化

■ トラックの点検や整備をしっかりと定期的に行わなければいけません

①トラックの定期的な点検・整備の実施等

全事業者

・法 第17条
・輸送安全規則 第3条の2～4、第6条、第34条

トラックの定期的な点検・整備の他、トラックの安全性を確保するために必要なことを国の定める基準に沿って行わなければならないことが**法律上明確化**されました。

国の定める基準とは・・・・・・

- 道路運送車両法に従って保安基準に適合するようトラックを維持すること
- トラックの構造、装置、使用条件（道路状況、走行距離等）を考慮して定期点検の基準を作成し、点検・整備をすること
- 点検・整備をした時には、道路運送車両法の規定と同じように記録簿に記載・保存すること
- トラックの使用の本拠（※）ごとに、点検・清掃のための施設を設けること

※ 自動車の使用者の拠点のことで、ナンバープレートの地名と対応しています。
車検証の「使用の本拠の位置」という欄に記載されています。

- 道路運送車両法に従って選任した整備管理者のうち、以下に該当する者に地方運輸局長が行う研修を受けさせること
  - ・整備管理者として新たに選任した者
  - ・最後に当該研修を受けた年度の翌年度末を経過した者

(2) 事業の適確な遂行のため守るべき義務の新設

■ 車庫をしっかり整備して、健康保険料などは法令に従って必ず納付しなければいけません

①車庫の整備・管理

全事業者

・法 第24条の4
・施行規則 第14条

保有する全てのトラックを収容し、そのトラックの点検と整備を適切に行うために十分な規模の車庫を備えなければならないことが、**法律上明確化**されました。

【参考】事業許可の際に審査される内容（後掲 P.16参照）

- 原則として営業所に併設してあること
- トラックと車庫の境界やトラック同士の間隔を50cm以上確保し、全ての車両を収容できるものであること
- 車庫として使用されない部分と明確に区別されていること**（写真確認）**
- 使用権原を有していること
- 賃貸物件の場合、**2年以上（あるいは自動更新）の賃貸借契約**が結ばれていること
- 都市計画法等関係法令の規定に反しないこと
- 前面道路については、車両制限令に適合すること

等

※赤字で記載した部分が新たに見直された部分です。

②健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

全事業者

・法 第24条の4
・施行規則 第14条

健康保険法等により納付義務を負う保険料等を納付するとともに、貨物の運送に関し支払う可能性のある損害賠償の支払い能力を持っていなければいけないことが、**法律上明確化**されました。

【参考】事業許可の際に審査される内容（後掲 P.17参照）

- 納付義務のある保険料などの支払能力
  - ・健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法によって納付義務のある社会保険料や労働保険料を支払う能力があること
- 貨物の運送に関する損害賠償の支払能力
  - ・自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済に加入すること
  - ・トラック台数が100台以下の事業者は一般自動車損害保険（任意保険）などに加入すること
    - 対人：限度額無制限のもの
    - 対物：**限度額200万円以上のもの**
  - ・危険物を輸送する場合は、対応する適切な保険へ加入すること

※赤字で記載した部分が新たに見直された部分です。

ポイント2　規制の適正化

施行日：令和元年11月1日

（1）約款の認可基準の明確化

■ 本来の運送業務とは別に、客先での荷待ちや追加的な作業がどのくらい発生しているのか「見える化」し、待機時間料、積込・取卸料など料金をしっかり受け取れるようにしなければいけません

①適正運賃及び料金の収受

全事業者

・法 第10条
・施行規則 第12条
・通達国自貨第37号 5.（4）

「運送約款」には、運送の対価としての「運賃」と運送以外のサービス（客先での荷待ちや荷役作業など）の対価としての「料金」を区別して受け取ることが明確に書かれていなければいけません。

※令和元年10月31日までに約款の認可を受けている事業者が、運賃と料金の区別が不明確な約款を使用している場合については、平成29年11月に改正された標準運送約款や運賃と料金の区別を明確にした独自約款への移行が推奨されています。

平成29年11月に、標準運送約款（運送約款のひな形）が改正され、運賃と料金の区別などが明確化されています。

【運賃と料金の区別について】

「仕事の性質上、運賃及び料金を区別して受け取ることが困難」と国土交通大臣が認める場合（宅配便、霊柩等）は例外となります

(2) 事業計画の変更

■ 車両台数に関わる事業計画を変更する時には届出又は認可を受けなければいけません

①車両台数の増・減車等

全事業者

・施行規則 第6条
・通達国自貨第37号 4.(2)
・通達国自貨第39号 4.(6)
・通達国自貨第40号

各営業所に配置する車両台数を変更する場合、改正前は事前に届出を行うだけでしたが、改正後は**法令遵守等国の定める基準に適合しないおそれがある場合、変更の認可**を受けなければならなくなりました。

認可を受けなければならなくなったのは・・・・・

●**営業所ごとの最低車両台数(5台)を下回る場合(霊柩、一般廃棄物、島しょは除く)**

・減車によって5台を下回る場合
→災害等により車両が使用不能となり、これに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認可されます

・増車しても5台を下回る場合
→5台以上配置するための適切な計画を有している場合に限り認可されます

●**法令遵守が十分でないおそれがある場合に増車を行おうとする場合**

・密接関係者(P.20参照)が許可の取消しを受け5年を経過しない者である場合
・変更に係る営業所の行政処分の累積違反点数が12点以上である場合
・変更に係る営業所が、申請日前1年間に地方実施機関が行う巡回指導で「E」評価を受けている場合

●**一定の規模以上の増車(P.13参照)を行おうとする場合**

・増車する車両数が、申請日から起算して3か月前時点の営業所の配置車両数の30%以上であり、かつ、11台以上である場合

P.14の基準によって審査されます

車両の減車または増車について、車両数によって届出で済む例と認可を受ける必要のある例

（1）最低車両数（5両）を下回る場合（霊柩、一般廃棄物、島しょは除く）

例①　10両→7両（3両減車）の場合・・・届出

例②　10両→3両（7両減車）の場合・・・認可申請
※減車により最低車両数を下回る場合は、原則として認可されません。

例③　3両→6両（3両増車）の場合・・・届出

例④　3両→4両（1両増車）の場合・・・認可申請

（2）増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合（※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。）

例⑤　10両→12両（2両増車）の場合　＝ 20%・・・届出（30%未満）

例⑥　10両→15両（5両増車）の場合　＝ 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例⑦　37両→48両（11両増車）の場合 ＝ 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例⑧　36両→47両（11両増車）の場合 ＝ 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

法令遵守が十分でないおそれがある場合の増車や一定の規模以上の増車、その他事業規模の拡大となる申請を行おうとする場合、以下の基準で審査されます！

・通達国自貨第37号 4.（6）

◎申請に係る営業所について

- 申請日前3か月間または申請日以降に、地方実施機関が行う**巡回指導で「E」評価**を受けていないこと（※）
  ※**営業所の新設**を行う場合は、申請地を管轄する**地方運輸局管内における全ての営業所**について
  ※巡回指導により指摘を受けた全ての項目について改善報告を行っている場合を除く
- 申請日前3か月間または申請日以降に、自らの責による**重大事故**を発生させていないこと

◎申請地を管轄する運輸局管内で

- **非常勤の役員も含めて**申請日前6か月間（悪質な違反は1年間）または申請日以降に、**行政処分**を受けていないこと

◎申請地を管轄する運輸支局管内で

- 原則として、**全てのトラックの自動車検査証の有効期間**が切れていないこと（※）
  ※特別な事情がある場合を除く

◎全社的に

- 事業報告書、事業実績報告書、運賃・料金の届出について、**報告・届出義務違反**がないこと
- 運送の対価としての**「運賃」**と運送以外のサービスの対価としての**「料金」を区別して受け取ることが明記されている約款**を使用していること

【重大事故とは】

10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの、死者又は重傷者を生じたもの、10人以上の負傷者を生じたもの、鉄道車両と衝突・接触したもの等を指します。

自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令）第2条で定められています。

(3) 事業許可の基準の明確化

■ トラックの点検や整備によって安全性を確保し、十分な広さの車庫や資金を備えなければいけません

①安全性確保

全事業者

・法 第6条
・施行規則 第3条の4
・通達国自貨第37号 1.(7)

事業の計画が、過労運転の防止などに加えて、トラックの安全性も確保することができる内容になっているか、**審査基準が一部詳細化**されました。

こんな内容が審査されます!

●トラックの運行管理の体制
- ・トラックの台数や事業計画に応じたトラックドライバーを常に確保すること
- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」で定められるトラックの台数に応じた人数の常勤の運行管理者を確保すること
- ・運行管理に関する指揮命令系統が明確であること

等

●トラックドライバーの休憩または睡眠のための施設
- ・乗務員が有効に利用できる適切な施設であること**(写真確認)**
- ・睡眠を与える必要がある場合は、同時に睡眠をとるトラックドライバー1人あたり2.5m^{2}以上の広さであること
- ・原則として営業所または車庫に併設してあること
- ・使用権原を有していること
- ・**賃貸物件の場合、2年以上(あるいは自動更新)の賃貸借契約が結ばれていること**
- ・都市計画法等関係法令の規定に反しないこと

等

●トラックの点検と整備の体制
- ・「道路運送車両法」で定められる常勤の整備管理者を確保すること(5台以上で1人、貨物軽自動車運送事業では10台以上で1人)
- ・点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること

●上記の他、輸送の安全を確保するために必要な事項

②事業の継続遂行のための計画

全事業者

・法 第6条
・施行規則 第3条の5
・通達国自貨第39号 1.(1)、(4)

事業の計画が、事業を継続して遂行することができるように、車庫の規模などが適切な内容になっているか、**審査基準が一部詳細化**されました。

こんな内容が審査されます！

●営業所

・規模が事業計画に応じた適切なものであること
・**必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること（写真確認）**
・使用権原を有していること
・**賃貸物件の場合、2年以上（あるいは自動更新）の賃貸借契約が結ばれていること**
・都市計画法等関係法令の規定に反しないこと　等

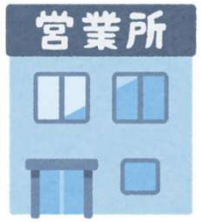

●トラックの種別ごとの台数

・営業所ごとに配置するトラックの数は種別（普通自動車）ごとに5台以上であること
・リース車両の場合、1年以上のリース契約が結ばれていること

●車庫

・原則として営業所に併設してあること
・トラックと車庫の境界やトラック同士の間隔を50cm以上確保し、全ての車両を収容できるものであること
・車庫として使用されない部分と明確に区別されていること**（写真確認）**
・使用権原を有していること
・**賃貸物件の場合、2年以上（あるいは自動更新）の賃貸借契約が結ばれていること**
・都市計画法等関係法令の規定に反しないこと
・前面道路については、車両制限令に適合すること

●上記の他、事業を継続して遂行するために必要な事項

・法 第6条
・施行規則 第3条の6
・通達国自貨第37号 1.(8)～(9)
・通達国自貨第39号 1.(8)～(10)、その他

③事業の継続遂行のための経済的基礎

新規事業者

事業の計画が、事業を継続して遂行することができるように、経済的基礎やその他の能力などが適切な内容になっているか、**審査基準が一部詳細化**されました。

こんな内容が審査されます！

●事業を適確に遂行するために必要な資金計画

・必要な資金の見積りが適切なものであること(※)
※特に以下の費用については改正前に比べて、見積りの必要な期間が延長されています
人件費、燃料費、油脂費、修繕費 2か月分(改正前)→**6か月分(改正後)**
車両費、施設購入・使用料 6か月分(改正前)→**12か月分(改正後)**
・自己資金が事業許可されるまでの間、常時確保されていること 等

●納付義務のある保険料などの支払能力

・健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法によって納付義務のある社会保険料や労働保険料を支払う能力があること

●貨物の運送に関する損害賠償の支払能力

・自動車損害賠償責任者保険または自動車損害賠償責任共済に加入すること
・トラック台数が100台以下の事業者は一般自動車損害保険(任意保険)などに加入すること
対人:限度額無制限のもの **対物:限度額200万円以上のもの**
・危険物を輸送する場合は、対応する適切な保険へ加入すること

●事業を適確に遂行するために必要な法令知識

・事業許可の申請者とその法人の役員が、事業の遂行に必要な法令知識を有し、遵守すること(※)
※常勤の役員について申請日前3か月(悪質な違反は6か月)行政処分を受けていないこと(改正前)
→非常勤の役員も含めて申請日前6か月(悪質な違反は1年)行政処分を受けていないこと(改正後)
・申請後に実施する法令試験を受験し、合格基準を満たしていること

●上記の他、事業を継続して遂行するために必要な能力に関する事項

(4) 欠格期間の延長等

■ 法令に違反して事業許可を取り消されたり、処分から逃れるために自主廃業したりした場合などで、**新たに事業許可を受けることができるようになるまでの年数が長くなりました**

①欠格期間の延長

法令違反者等

・法 第5条
・施行規則 第3条の2~3
・通達国自貨第37号 1.(12)

法令に違反するなどして「事業許可の取消」を受けた場合、これまでは事業に再参入することができない期間(これを欠格期間といいます)が2年間でしたが、改正後は**5年間**、事業を行うことができなくなりました。

※運行管理者資格者証の返納を命じられてから再交付できるようになるまでの期間も同様に2年から5年へ延長されています
※道路運送法等でも近年同様の改正が実施されています

【事業許可の取消とは】

法令に違反してトラックの使用停止が命じられると、その使用停止の日数10日車(1日車は1台を1日)までごとに違反点数が1点加算され、3年間の累積違反点数が80点を超えたり、違反が悪質だったりした場合には事業許可が取り消され、事業を行うことができなくなります。

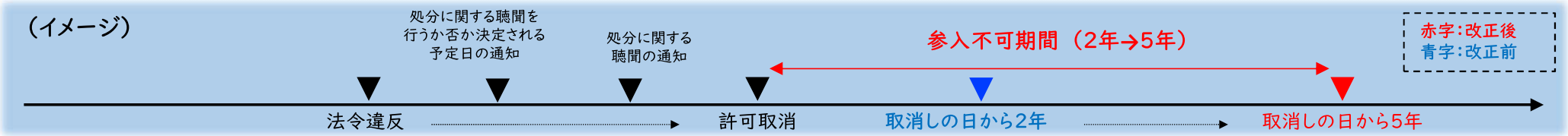

②処分逃れのための自主廃業を行った者の参入制限

法令違反者等

・法 第5条
・施行規則 第3条の2～3

処分逃れを目的に自主的な廃業を行った場合は、「事業許可の取消」を受けないため、改正前はすぐに事業に再参入することができましたが、改正後は「事業許可の取消」と同じように**5年間**、新たに事業許可を受けることができなくなりました。

また、改正前は廃業の届出を事後提出することになっていましたが、改正後は廃業の**30日前**までに届出を提出しなければならなくなりました（休止の場合も同様です）。

【欠格事由とは】

貨物自動車運送事業の許可を受けることができなくなる条件のことを欠格事由といいます。

法第5条で定められています。

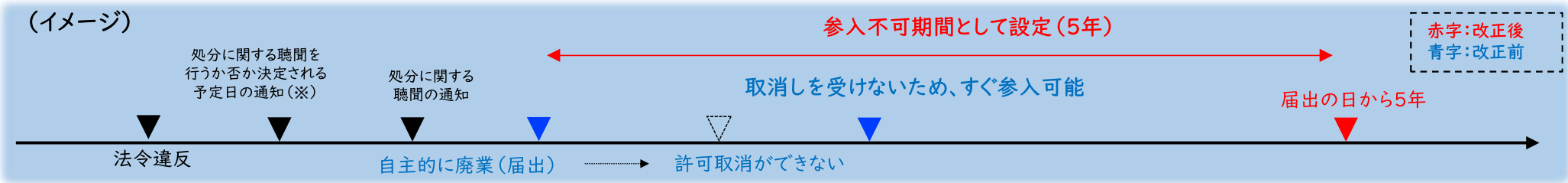

※今回の改正で、処分に関する聴聞を行うか否か決定される予定日（これを聴聞決定予定日といいます）は立入検査から10日以内に、立入検査から60日以内の日が通知されることが定められました。当然、この通知より前に自主廃業を行っても処分逃れとみなされます。

③密接関係者が許可の取消処分を受けた者の参入制限

法令違反者等

・法 第5条
・施行規則 第3条の2~3
・通達国自貨第37号 1.(12)

親会社、グループ会社、子会社などのいわゆる**「密接関係者」が5年以内に「事業許可の取消」を受けている場合**、新たに事業許可を受けることができなくなりました。

【密接関係者とは】

事業許可を受けようとする者と密接な関係を有する者を密接関係者といいます。密接関係者にあたる具体的な条件は、以下のとおりです。

密接関係者

- 議決権の過半数を所有している
（株式会社の場合）

- 資本金の1／2を超える額を出資している
（持分会社（※）の場合）
※合同会社、合資会社、合名会社のこと

- 事業方針の決定について、上記と同等以上の支配力を有している
（株主の構成が似ている等）

ポイント3

荷主対策の深度化
（発・着荷主、元請けも含む）

施行日：令和元年7月1日

（1）荷主の配慮義務の新設

■ トラック事業者が法令を守って仕事ができるよう、**荷主も必要な配慮をすることが義務付けられました**

①荷主の必要な配慮に関する責務規定

荷主等

・法 第63条の2

荷主側でもトラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければならなくなりました。

（2）荷主勧告制度（既存）の強化

■ トラック事業者（軽自動車を使う事業者も含む）が法令違反をして、荷主にも原因がある場合には荷主名も公表され、法令違反行為を犯さずに済むよう荷主と交渉しやすくなりました

①荷主勧告制度の対象追加と荷主名の公表規定

全事業者

・法 第64条
・通達国自貨第102号

荷主勧告制度の対象に**貨物軽自動車運送事業者が追加**され、また、荷主勧告が行われた時にはその**荷主名が公表されることが法律に明記**されました。

荷主勧告制度（既存）とは・・・・・・

トラック事業者による以下の法令違反行為に対し行政処分が行われる場合に、
それが荷主の行為に起因するものと認められる時は、国土交通大臣がその荷主に対し、
再発防止のための適当な措置を執ることを協力要請、警告、勧告するものです。
法第64条で定められています。

- ●ドライバーの労働時間のルール違反 → *過労運転防止措置義務違反*
- ●道路法（車両制限令）違反 → *車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行*
- ●道路交通法違反 → *過積載運行、速度超過等*　など

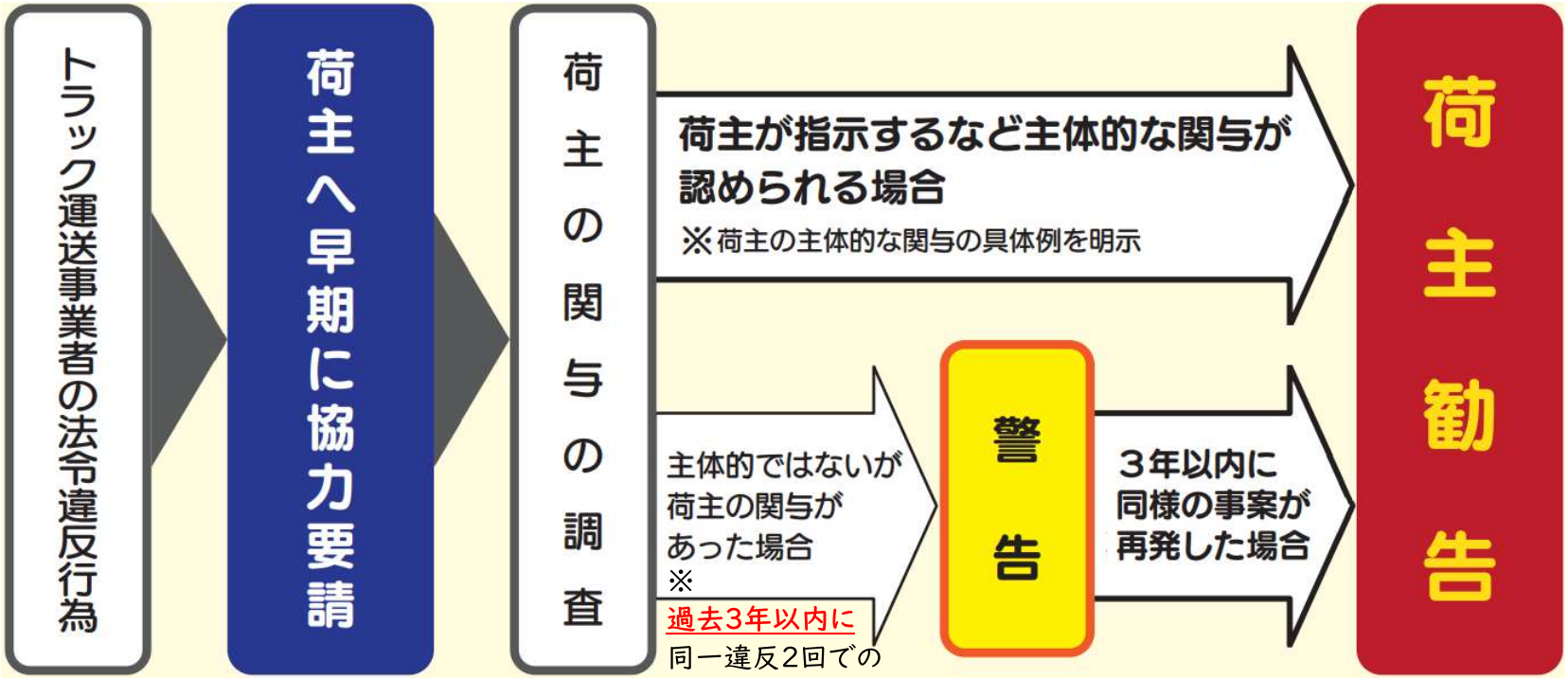

出典：国土交通省ＨＰ　（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html）

(3) 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

※令和5年度末までの時限措置

■ 荷主に対して、一定の場合に国土交通大臣が関係行政機関と協力して働きかけ等を行うことができるようになりました（必要に応じて国の相談窓口にご相談ください）

国土交通省　「適正取引相談窓口」URL → https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html
「意見等の募集窓口」URL → https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

全事業者

・法 附則第1条の2

①違反原因行為の疑いのある荷主への国土交通大臣による働きかけ等

違反原因行為（※）をしている疑いのある荷主に対して、**国土交通大臣が「働きかけ」、「要請」、「勧告・公表」、「公正取引委員会への通知」**を行います。

※トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為

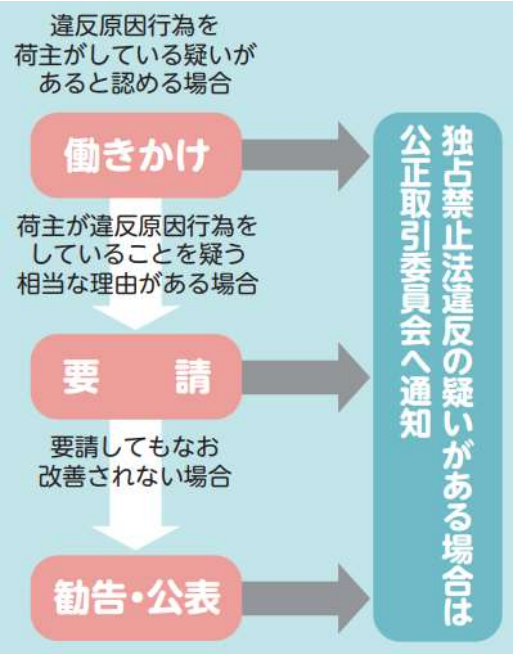

出典：国土交通省ＨＰ　（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html）

ポイント4

標準的な運賃の告示制度の導入

施行日：令和元年12月14日
※令和2年4月24日告示
※令和5年度末までの時限措置

（1）標準的な運賃の告示制度の導入

■ 必要なコストを賄って事業を運営する際の参考となる標準的な運賃を国土交通大臣が定めて公表できるようになりました

①標準的な運賃の告示

全事業者

・法 附則第1条の3

必要なコストを賄って事業を運営することで、トラックドライバーの労働条件を改善するとともに、トラック事業の健全な運営を確保し、その働きを維持向上するため、**標準的な運賃（※）を国土交通大臣が定め、告示**できるようになりました。

※能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として定められます

（背景）
荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

（運転者の労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため）
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

トラック運送業に係る標準的な運賃

～トラック運送業における取引の適正化・労働条件改善の促進～

（告示：令和２年４月２４日）

トラック運送業に係る標準的な運賃とは

■ 貨物自動車運送事業法の改正により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進することを目的として告示されました

1.「標準的な運賃」の前提

標準的な運賃は、**トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価**に、**適正な利潤**を加えたものが基準とされています。また、原価の算定に当たっては、**ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正**すること、**コンプライアンスを確保**できることが前提とされています。

2.運賃表の設計方針

〇運賃表の基本

⇒ **貸切（チャーター）を前提**として、**（1）距離制、（2）時間制の双方の運賃表**を策定。
また、上限・下限の幅は設けず**統一的な運賃**を設定。

〇車種等の違い

⇒ **車格別（2トン、4トン、10トン、20トン）**について、**ドライバン型のトラックを基準**※として算出。

※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定。

〇地域差

⇒ **地方運輸局ブロック単位**で運賃表を策定。

3.運賃と料金の考え方

料金（待機時間料※、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等）については、**運賃表とは別に項目を規定**。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定
（発地または着地において30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入）。

4. 標準的な運賃

距離制運賃表と時間制運賃表の他、運賃割増率、待機時間料、積込料、取卸料、附帯業務料、実費、燃料サーチャージについて告示されています。

①距離制運賃表　（単位：円）

※地方運輸局ブロック単位

・北海道運輸局

車種別 / キロ程	小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	12, 450	14, 480	18, 610	23, 280
20km	13, 980	16, 290	21, 080	26, 500
30km	15, 510	18, 100	23, 550	29, 710
40km	17, 050	19, 910	26, 010	32, 930
50km	18, 580	21, 710	28, 480	36, 150
60km	20, 120	23, 520	30, 940	39, 370
70km	21, 650	25, 330	33, 410	42, 580
80km	23, 180	27, 140	35, 870	45, 800
90km	24, 720	28, 940	38, 340	49, 020
100km	26, 250	30, 750	40, 800	52, 240
110km	27, 780	32, 530	43, 190	55, 340
120km	29, 310	34, 310	45, 570	58, 440
130km	30, 840	36, 090	47, 960	61, 550
140km	32, 370	37, 870	50, 350	64, 650
150km	33, 900	39, 650	52, 730	67, 760
160km	35, 430	41, 430	55, 120	70, 860
170km	36, 950	43, 210	57, 500	73, 970
180km	38, 480	44, 990	59, 890	77, 070
190km	40, 010	46, 770	62, 270	80, 170
200km	41, 540	48, 540	64, 660	83, 280
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3, 050	3, 530	4, 700	6, 110
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7, 610	8, 810	11, 740	15, 270

・東北運輸局

車種別 / キロ程	小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	11, 980	13, 970	18, 050	22, 600
20km	13, 470	15, 740	20, 470	25, 760
30km	14, 960	17, 500	22, 880	28, 920
40km	16, 460	19, 270	25, 300	32, 080
50km	17, 950	21, 030	27, 720	35, 240
60km	19, 450	22, 800	30, 130	38, 400
70km	20, 940	24, 560	32, 550	41, 560
80km	22, 430	26, 330	34, 970	44, 720
90km	23, 930	28, 090	37, 390	47, 870
100km	25, 420	29, 860	39, 800	51, 030
110km	26, 910	31, 590	42, 140	54, 080
120km	28, 400	33, 330	44, 480	57, 120
130km	29, 880	35, 060	46, 810	60, 170
140km	31, 370	36, 800	49, 150	63, 210
150km	32, 860	38, 530	51, 490	66, 260
160km	34, 350	40, 270	53, 820	69, 300
170km	35, 840	42, 010	56, 160	72, 350
180km	37, 320	43, 740	58, 500	75, 390
190km	38, 810	45, 480	60, 830	78, 440
200km	40, 300	47, 210	63, 170	81, 480
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	2, 960	3, 440	4, 600	5, 990
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7, 410	8, 590	11, 500	14, 970

・関東運輸局

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	15, 790	18, 060	22, 540	27, 940
20km	17, 600	20, 160	25, 330	31, 550
30km	19, 410	22, 270	28, 120	35, 160
40km	21, 220	24, 370	30, 920	38, 770
50km	23, 040	26, 480	33, 710	42, 380
60km	24, 850	28, 580	36, 500	45, 990
70km	26, 660	30, 690	39, 290	49, 600
80km	28, 470	32, 790	42, 090	53, 200
90km	30, 280	34, 890	44, 880	56, 810
100km	32, 090	37, 000	47, 670	60, 420
110km	33, 910	39, 090	50, 390	63, 930
120km	35, 730	41, 170	53, 110	67, 430
130km	37, 550	43, 260	55, 830	70, 940
140km	39, 360	45, 340	58, 550	74, 440
150km	41, 180	47, 430	61, 270	77, 950
160km	43, 000	49, 510	64, 000	81, 450
170km	44, 820	51, 600	66, 720	84, 960
180km	46, 630	53, 690	69, 440	88, 460
190km	48, 450	55, 770	72, 160	91, 970
200km	50, 270	57, 860	74, 880	95, 470
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3, 630	4, 140	5, 370	6, 910
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	9, 070	10, 360	13, 430	17, 280

・北陸信越運輸局

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	12, 530	14, 560	18, 680	23, 360
20km	14, 070	16, 370	21, 150	26, 580
30km	15, 600	18, 190	23, 620	29, 800
40km	17, 140	20, 000	26, 090	33, 020
50km	18, 680	21, 810	28, 560	36, 240
60km	20, 220	23, 630	31, 030	39, 460
70km	21, 760	25, 440	33, 500	42, 690
80km	23, 300	27, 250	35, 970	45, 910
90km	24, 840	29, 060	38, 440	49, 130
100km	26, 380	30, 880	40, 910	52, 350
110km	27, 910	32, 660	43, 300	55, 460
120km	29, 450	34, 450	45, 690	58, 570
130km	30, 980	36, 230	48, 080	61, 680
140km	32, 520	38, 020	50, 470	64, 790
150km	34, 050	39, 800	52, 870	67, 900
160km	35, 590	41, 590	55, 260	71, 010
170km	37, 120	43, 370	57, 650	74, 120
180km	38, 660	45, 160	60, 040	77, 220
190km	40, 190	46, 940	62, 430	80, 330
200km	41, 730	48, 730	64, 820	83, 440
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3, 060	3, 540	4, 710	6, 120
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7, 640	8, 850	11, 770	15, 290

・中部運輸局

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	14, 390	16, 530	20, 790	25, 850
20km	16, 080	18, 500	23, 430	29, 270
30km	17, 770	20, 480	26, 070	32, 690
40km	19, 460	22, 450	28, 710	36, 110
50km	21, 150	24, 420	31, 350	39, 530
60km	22, 840	26, 390	33, 990	42, 950
70km	24, 530	28, 370	36, 630	46, 370
80km	26, 220	30, 340	39, 270	49, 790
90km	27, 910	32, 310	41, 910	53, 210
100km	29, 600	34, 280	44, 550	56, 630
110km	31, 290	36, 240	47, 120	59, 950
120km	32, 980	38, 190	49, 690	63, 270
130km	34, 670	40, 140	52, 250	66, 580
140km	36, 370	42, 090	54, 820	69, 900
150km	38, 060	44, 040	57, 390	73, 220
160km	39, 750	45, 990	59, 960	76, 540
170km	41, 450	47, 940	62, 520	79, 850
180km	43, 140	49, 900	65, 090	83, 170
190km	44, 830	51, 850	67, 660	86, 490
200km	46, 520	53, 800	70, 230	89, 810
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3, 380	3, 870	5, 070	6, 540
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8, 440	9, 680	12, 660	16, 340

・近畿運輸局

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	14, 330	16, 490	20, 790	25, 860
20km	16, 020	18, 460	23, 430	29, 290
30km	17, 710	20, 430	26, 080	32, 710
40km	19, 400	22, 400	28, 720	36, 140
50km	21, 090	24, 380	31, 370	39, 570
60km	22, 770	26, 350	34, 010	43, 000
70km	24, 460	28, 320	36, 650	46, 430
80km	26, 150	30, 290	39, 300	49, 860
90km	27, 840	32, 270	41, 940	53, 290
100km	29, 530	34, 240	44, 590	56, 720
110km	31, 220	36, 190	47, 160	60, 040
120km	32, 910	38, 140	49, 730	63, 360
130km	34, 600	40, 090	52, 300	66, 690
140km	36, 290	42, 040	54, 870	70, 010
150km	37, 980	43, 990	57, 440	73, 330
160km	39, 670	45, 940	60, 010	76, 660
170km	41, 360	47, 890	62, 580	79, 980
180km	43, 050	49, 840	65, 150	83, 300
190km	44, 740	51, 790	67, 720	86, 620
200km	46, 430	53, 740	70, 290	89, 950
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3, 370	3, 870	5, 070	6, 550
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8, 430	9, 680	12, 670	16, 370

・中国運輸局

車種別 / キロ程	小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

・四国運輸局

車種別 / キロ程	小型車（2ｔクラス）	中型車（4ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

・九州運輸局

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
10km	12, 370	14, 370	18, 430	23, 040
20km	13, 890	16, 160	20, 870	26, 230
30km	15, 410	17, 960	23, 320	29, 410
40km	16, 930	19, 750	25, 760	32, 600
50km	18, 460	21, 550	28, 210	35, 790
60km	19, 980	23, 340	30, 650	38, 980
70km	21, 500	25, 130	33, 090	42, 160
80km	23, 020	26, 930	35, 540	45, 350
90km	24, 540	28, 720	37, 980	48, 540
100km	26, 070	30, 520	40, 430	51, 720
110km	27, 580	32, 280	42, 790	54, 800
120km	29, 100	34, 050	45, 160	57, 880
130km	30, 620	35, 820	47, 520	60, 960
140km	32, 140	37, 580	49, 890	64, 030
150km	33, 660	39, 350	52, 260	67, 110
160km	35, 180	41, 120	54, 620	70, 190
170km	36, 700	42, 880	56, 990	73, 260
180km	38, 210	44, 650	59, 360	76, 340
190km	39, 730	46, 410	61, 720	79, 420
200km	41, 250	48, 180	64, 090	82, 500
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3, 020	3, 500	4, 660	6, 050
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	7, 560	8, 750	11, 650	15, 140

・沖縄総合事務局

車種別 / キロ程	小型車（２ｔクラス）	中型車（４ｔクラス）	大型車（10ｔクラス）	トレーラー（20ｔクラス）
5km	10, 440	12, 220	15, 890	19, 900
10km	11, 150	13, 070	17, 060	21, 430
20km	12, 580	14, 760	19, 390	24, 500
30km	14, 000	16, 450	21, 730	27, 560
40km	15, 430	18, 140	24, 060	30, 620
50km	16, 850	19, 830	26, 400	33, 680
60km	18, 280	21, 520	28, 730	36, 740
70km	19, 700	23, 210	31, 060	39, 800
80km	21, 130	24, 900	33, 400	42, 860
90km	22, 550	26, 590	35, 730	45, 920
100km	23, 980	28, 270	38, 070	48, 980
110km	25, 400	29, 930	40, 320	51, 930
120km	26, 810	31, 590	42, 570	54, 870
130km	28, 230	33, 250	44, 830	57, 820
140km	29, 650	34, 910	47, 080	60, 770
150km	31, 070	36, 570	49, 330	63, 710
160km	32, 490	38, 230	51, 590	66, 660
170km	33, 900	39, 890	53, 840	69, 600
180km	35, 320	41, 540	56, 090	72, 550
190km	36, 740	43, 200	58, 340	75, 490
200km	38, 160	44, 860	60, 600	78, 440
200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額	1, 410	1, 640	2, 220	2, 890

②時間制運賃表　（単位：円）

種別			車種別 / 局別	小型車（2tクラス）	中型車（4tクラス）	大型車（10tクラス）	トレーラー（20tクラス）
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに（4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。）		北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

③運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	２割

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	２割

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前５時までに運送した距離	２割

④待機時間料

車種別 / 時間	小型車（２トンクラス）	中型車（４トンクラス）	大型車（10トンクラス）	トレーラー（20トンクラス）
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

⑤積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務行った場合には、運賃とは別に料金として収受

⑥実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

⑦燃料サーチャージ

○ 算出方法は以下のとおり

基準価格　　：　100.0 円 スタンド価格による。
※標準的な運賃の設定に係る原価計算と同様の前提

改訂する刻み幅：　5.0 円

改定条件　　：　改定の刻み幅 5.0 円／Lの幅で
軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件　　：　軽油価格が100.0 円／Lを下回った時点で、
翌月から廃止する。

計算式　　：　(距離制運賃)
走行距離（km）÷燃費（km／L）
×算出上の燃料価格上昇額（円／L）
(時間制運賃)
平均走行距離（km）÷燃費（km／L）
×算出上の燃料価格上昇額（円／L）

燃料サーチャージ算出上の上昇額テーブル

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	－
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5 倍の額を
基準価格に加算した額となっている。
※ 上昇額は、（代表価格－基準価格）となっている。

○ 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブル及び
時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は右表のとおり
なお、サーチャージ額算出のための車両燃費は各社で設定

時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

○ 燃料サーチャージの改定条件と算出上の上昇額テーブル、
サーチャージ額算出のための車両燃費、
時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）は下表のとおり
なお、サーチャージ額算出のための車両燃費値は各社で設定

燃料サーチャージ算出上の上昇額テーブル

調達している軽油価格	燃料サーチャージ算出上の代表価格	上昇額
基準価格	100.00 円	－
～ 100.00 円	廃止	
100.00 超 ～ 105.00 円	102.50 円	2.5 円
105.00 超 ～ 110.00 円	107.50 円	7.5 円
110.00 超 ～ 115.00 円	112.50 円	12.5 円
115.00 超 ～ 120.00 円	117.50 円	17.5 円
120.00 超 ～ 125.00 円	122.50 円	22.5 円
125.00 超 ～ 130.00 円	127.50 円	27.5 円
130.00 超 ～ 135.00 円	132.50 円	32.5 円
135.00 超 ～ 140.00 円	137.50 円	37.5 円
140.00 超 ～ 145.00 円	142.50 円	42.5 円
145.00 超 ～ 150.00 円	147.50 円	47.5 円
150.00 超 ～ 155.00 円	152.50 円	52.5 円
155.00 超 ～ 160.00 円	157.50 円	57.5 円
160.00 超 ～ 165.00 円	162.50 円	62.5 円
165.00 超 ～ 170.00 円	167.50 円	67.5 円
170.00 超 ～ 175.00 円	172.50 円	72.5 円
175.00 超 ～ 180.00 円	177.50 円	77.5 円
180.00 超 ～ 185.00 円	182.50 円	82.5 円

※ 代表価格は、刻み幅の0.5 倍の額を基準価格に加算した額となっている。
※ 上昇額は、（代表価格－基準価格）となっている。

サーチャージ額算出のための車両燃費

車種	燃費
小型車（２ｔクラス）	○○ km/L
中型車（４ｔクラス）	○○ km/L
大型車（10ｔクラス）	○○ km/L
トレーラー（20ｔクラス）	○○ km/L

時間制運賃を算出する上での条件（平均走行距離）

車種	８時間制	４時間制
小型車（２ｔクラス）	100km	50km
中型車（４ｔクラス）	130km	60km
大型車（10ｔクラス）	130km	60km
トレーラー（20ｔクラス）	130km	60km

5. 運賃料金変更届出様式

標準的な運賃に沿って運賃及び料金を変更する際の届出様式について、以下のとおり記載例（赤字部分）が示されています。

参考例

様式１　　事業者番号

令和　　年　　月　　日

○○運輸局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代表者の氏名　　㊞
電話番号

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、貨物自動車運送事業報告規則第２条の２の規定に基づき届出いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　住　　所
　氏名又は名称
　代表者の氏名

２．事業の種別
　一般貨物自動車運送事業

３．設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
　全国

４．設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
　種　　類　　□貸切運賃　　□燃料サーチャージ（別添１のとおり）
新）運賃及び　　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和２年国土
　料金の額　　交通省告示第 575 号）のとおり
　　（適用）□北海道　□東北　□関東　□北陸信越　□中部
　　□近畿　□中国　□四国　□九州　□沖縄
　適用方法　　別添２のとおり

旧）□Ｈ２運賃　□Ｈ６公示運賃　□Ｈ９公示運賃　□Ｈ１１公示運賃
　□その他（別添３のとおり）

５．実施日
　令和　　年　　月　　日より実施

○ 従前の届出運賃との変更点については、
記載例のとおり「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土交通省告示第575号）のとおり」とし、
適用する地域に「✓」をすることで
新運賃表の添付を省略することができます。

6.運賃料金適用方（参考例）

運賃料金変更届出にあたって添付することとなっている運賃料金適用方について、以下のとおり参考例として「距離制運賃料金適用方」、「時間制運賃料金適用方」、「運賃割増率等」が示されています。

○ 運賃料金適用方とは

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定に当たっての具体的な適用ルールで、運賃料金設定（変更）届出書の提出に際し、併せて提出することになっています。

なお、「標準的な運賃」に係る適用方作成に当たっては「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出に向けて」をご参照ください。

①距離制運賃料金適用方（参考例）

	項　目	参　考　例
1	適用する運送	この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。
2	特殊運賃との関係	この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。
3	運賃料金計算の基本	(1)運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。 (2)車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるとき又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。 (3)継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわりなく、当該基準車両による運賃を適用することができます。
4	運賃計算の方法	(1) 運賃は使用車両及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ○○%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。 (2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ○○%の範囲内で計算します。
5	端数の処理	運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。 (1)計算した金額が○○円未満のときは、○○円未満の端数は○○円に切り上げます。 (2)計算した金額が○○円を超えるときは、○○円未満の端数は○○円に、○○円を超え、○○円未満の端数は○○円に切り上げます。
6	キロ程の計算	運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。
7	割増率及び割引率の重複する場合の計算	2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

	項　目	参　考　例
8	個建契約運賃	長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の（1）の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）をする場合には、運送区間ごとに（2）の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の○○%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。 （1）①単一品目であること ②荷姿が一定していること ③1個の重量又は容積が一定していること （2）{基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃}÷{（当該貨物の基準車両積載可能個数）×○○（%）}
9	特殊車両割増	冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。
10	休日割増	日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。 日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2
11	深夜・早朝割増	深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。 深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2
12	品目別割増	貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。
13	特大品割増	貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。
14	悪路割増	運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。 悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×○○
15	冬期割増	運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。 冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×○○
16	地区割増料	貨物の発地又は着地が、○○の区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。
17	長期契約割引	○ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が○○キロメートルを超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して○○%以内の割引率を適用することができます。
18	往復貨物の割引	1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ○○キロメートル以上の運送に限ります。）を行う場合であって、次の（1）又は（2）に該当するときには、往路及び復路の基準運賃について、それぞれ○○%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。 （1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合 （2）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合
19	待機時間料	車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を除きます。）が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

	項　目	参　考　例
20	積込料、取卸料及び附帯業務料	積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。なお、積込料又は取卸料を収受する場合において、JIS規格のパレット（荷主側の提供したものに限ります。）の使用等により積込み又は取卸しに要する時間が短縮された場合には、短縮された時間について、積込料又は取卸料から減額します。
21	消費税及び地方消費税の加算方法	（1）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。 （2）前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。
22	実費	有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。
23	計算の順序	運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。 ①使用車両及び運送距離による運賃の計算 ②割増率及び割引率の適用の計算 ③上下それぞれ○%幅の適用計算 ④5による運賃の端数処理 ⑤諸料金（端数処理を含む。）の計算 ⑥21による加算の計算 ⑦実費の計算
24	その他	この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

②時間制運賃料金適用方（参考例）

	項　目	参　考　例
1	運賃料金計算の基本	この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2		この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。
3	キロ程及び時間の計算	走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。
4	従業員	運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。
5	距離制運賃料金適用方の準用	距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、9から15まで（特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増）、20から24まで（積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

③運賃割増率等（参考例）

○運賃割増率等

・品目割増

項　目	内　訳	割　増　率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	○割以上の臨時の約束による。
危険品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	○割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、○割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	○割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	○割
	2. 屍体	○割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	○割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	○割以上の臨時の約束による。

・特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの○割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	○割以上の臨時の約束による。

・悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	○割

・冬期割増

地　域	期　間	割　増　率
北海道	自　11月16日 至　4月15日	○割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自　12月1日 至　3月31日	○割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・下呂市・郡上市		

・地区割増料

車　種　別 / 地　域	小型車	中型車	大型車	トレーラー
○○	○円	○円	○円	○円

○積込料及び取卸料

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
※作業員1人あたりの料金

貨物自動車運送事業法の改正に伴い整備された関係通達（一覧）

施行日：令和元年11月1日

■ 貨物自動車運送事業法の改正に伴い、行政処分等の基準を見直す等関係通達が以下のとおり整備されました

	件　名	改正要旨
1	「トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について」の制定について	①巡回指導でE評価を受け、かつ、「点呼」「過労」「健康診断2名以上未受診」のいずれも指摘を受け、未改善で、その後の監査においてもいずれも未改善の場合、②監査において、「30日間の事業停止」に相当する違反が確認された場合、に安全確保命令を発令し、その後も改善されない場合には許可の取消を行う。 等
2	「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」の一部改正について	監査の結果、上記1の①、②の場合に輸送の安全確保命令を発令するとともに、命令に従わなかった場合には再度の命令を発令することなく許可の取消を行う。
3	「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	「許可の取消処分」を行う場合として、上記2の輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令（①特定の違反項目、②30日間の事業停止項目）に従わなかった場合を追加
4	「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」の一部改正について	上記3の「特定の違反項目」を明記 (ｱ)点呼の実施等が不適切 (ｲ)運転者の過労防止等に係る措置が不適切 (ｳ)運転者のうち健康診断を2名以上受診していない
5	「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について	①事業計画変更認可違反に「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反」を新設（10日車） ②社会保険料等の納付違反を新設（20日車） ③損害賠償の支払能力確保義務違反を新設（20日車） 等
6	「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について	「事業者が遵守すべき事項の明確化」のうち、「輸送の安全に係る義務の明確化」として「事業用自動車の定期的な点検整備の実施」等を規定（従来、他の条項に規定）。 等
7	「自動車運送事業者の社会保険等の未加入対策の強化について」の一部改正について	監査及び巡回指導において確認する事項に、「社会保険料等の納付状況」を追加。 等
8	「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について（安政・貨物・整備課長）	速報事案の対象に、「巡回指導でE評価を受け、かつ、「点呼」「過労」「健康診断2名以上未受診」のいずれも指摘を受け、かつ、いずれも未改善の営業所」を追加するとともに、定期報告事案の対象に、社会保険料等を納付していない営業所を追加。
9	「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」の一部改正について（貨物課長）	上記8に係る改正のほか、別添速報様式に、「巡回指導における総合評価が「E」と判定され、特定の違反項目のいずれにも未改善事項がある」を追加。
10	「「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について」の一部改正について	巡回指導の際に運輸支局長から発出する「協力依頼文書」の雛形に、速報事案として、運輸支局に通報される対象として、上記9に該当する場合を追加するとともに、事業者にあらかじめ準備いただく書類に「保険料領収証書等」を追加。
11	「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について	荷主に対する警告書の発出対象に、「違反行為に係る荷主が、過去3年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず、5回の協力要請を受けた場合」を追加。
12	「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について	運行管理者資格者証の交付を行わない要件の1つとして、返納命令から「2年を経過」を、「5年を経過」に厳格化。

貨物自動車運送事業法　改正箇所関係法令体系

【貨物自動車運送事業法】
（平成 元.12.19 法律第83号）

第5条　（欠格事由）
第6条　（許可の基準）
第10条　（運送約款）
第17条　（輸送の安全）
第19条　（運行管理者資格者証）
第24条の4　（事業の適確な遂行）
第32条　（事業の休止及び廃止）
第33条　（許可の取消し等）
第35条　（特定貨物自動車運送事業）
第36条　（貨物軽自動車運送事業）
第37条　（第二種貨物利用運送事業者に関する特則）
第63条の2　（荷主の責務）
第64条　（荷主への勧告）
第76条
第79条
〈附則〉
第1条の2　（違反原因行為への対処）
第1条の3　（標準的な運賃）

【貨物自動車運送事業法施行規則】
（平成 2.12.1 運輸省令第21号）

第2条　（事業計画）
第3条　（添付書類）
第3条の2　（法第五条第三号の国土交通省令で定めるもの等）
第3条の3　（聴聞決定予定日の通知）
第3条の4　（輸送の安全の審査）
第3条の5　（法第六条第二号の国土交通省令で定める事項）
第3条の6　（事業の遂行能力の審査）
第6条　（事業計画の変更の届出）
第12条　（法第十条第二項第三号の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）
第14条　（法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める事項）
第21条の2　（輸送の安全の審査）
第21条の3　（法第三十五条第三項第二号の国土交通省令で定める事項）
第21条の4　（事業の遂行能力の審査）
第22条　（添付書類）
第25条の2　（法第三十五条第六項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）
第33条の2　（法第三十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項の国土交通省令で定める基準）
第35条　（特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用）
第42条　（権限の委任）

【国土交通省通達 国自貨第37号】（令和 元.8.1）
「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の一部改正について

【国土交通省通達 国自貨第38号】（令和 元.8.1）
「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」の一部改正について

【国土交通省通達 国自貨第39号】（令和 元.8.1）
「「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱について」の一部改正について

【国土交通省通達 国自貨第40号】（令和 元.8.1）
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について

【国土交通省通達 国自貨第102号】（令和 元.11.1）
「荷主勧告事務の細部取扱い等について」の一部改正について

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】
（平成 2.7.30 運輸省令第22号）

第3条の2　（点検整備）
第3条の3　（点検等のための施設）
第3条の4　（整備管理者の研修）
第6条　（自動車車庫の位置）
第34条　（特定第二種貨物利用運送事業者に関する準用）

【国土交通省告示 第575号】（令和 2.4.24）
一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件

【国土交通省通達 国自貨第14号】（令和 2.4.24）
一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

2020

貨物自動車
運送事業法の改正

～トラックドライバーの労働条件改善に向けた制度改正～

監修　国土交通省自動車局貨物課

公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5

TEL:03-3354-1009（代表）

http://www.jta.or.jp